

(電子メール施行)

事 務 連 絡

令和 3 年 4 月 22 日

市内児童発達支援センター  
市内児童発達支援事業所  
市内放課後等デイサービス事業所

} 管理者各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

令和 3 年度報酬改定に係る個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて（通知）

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度報酬改定により新設された標記加算につきまして、本市の対応を下記のとおりといたしますので、関係職員並びに貴所利用中の対象者への周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについては別途通知いたします。

## 記

### 1. 個別サポート加算（Ⅰ）の概要

児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスにおいて、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合、1 日につき 100 単位の加算を算定可能です。

ただし、主として重症心身障害児が利用する事業所において、重症心身障害児の基本報酬区分を算定する児童については、当該加算は算定することはできません。

なお、当該加算の算定要件の詳細については、厚生労働省告示（別添 1）によるご確認ください。

### 2. 個別サポート加算（Ⅰ）の対象児童

#### (1) 児童発達支援センター、児童発達支援事業所

日常生活動作（食事・排せつ・入浴及び移動）と行動障害及び精神症状（多動、集団への不適応等）に関する項目のうち、一定の要件に当てはまる児童。

#### (2) 放課後等デイサービス

日常生活動作（食事・排せつ・入浴及び移動）と行動障害（コミュニケーション、不安定な行動等）に関する項目のうち、一定の要件に当てはまる児童。

※当該加算の対象者要件の詳細については、厚生労働省告示（別添 2）によるご確認ください。

### 3. 加算対象者の確認方法

#### (1) 児童発達支援センター

- ・児童発達支援センターにおいては、これまでの取扱いとして利用児童に対して「5領域11項目調査票」による調査を実施していないため、新たに調査票による調査を実施したうえ、要件に該当する児童については、受給者証に「個別サポート加算（I）」と記載されます。

#### (2) 児童発達支援事業所

- ・要件に該当する児童については、受給者証に「個別サポート加算（I）」と記載されます。
- ・各発達相談支援センター（アーチル）において、変更後の受給者証を令和3年4月末日を目途に保護者へ郵送いたします。  
貴所におかれましては、適宜、保護者より受給者証の提示を受け、内容を確認ください。

#### (2) 放課後等デイサービス

- ・要件に該当する児童については、受給者証に「個別サポート加算（I）」又は「指標該当有」と記載されます。
- ・既に受給者証に「指標該当有」と記載されている児童については、個別サポート加算（I）の要件に該当するため、次回更新時まで受給者証の「指標該当有」を「個別サポート加算（I）」と読み替えて対応いたします。
- ・貴所におかれては、適宜、保護者から受給者証の提示を受け内容を確認ください。

### 4. 別添資料

（別添1）児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）（抜粋）

（別添2）厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（抜粋）

担当：施設支援係 藤本、丸田

電話：214-8188

E-mail：shisetsushien@city.sendai.jp